

根室市教育委員会訓令第6号

根室市立学校医療的ケア実施要綱をここに公布する。

令和8年6月26日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

根室市立学校医療的ケア実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）に基づき、疾病等の治療を目的としない、日常生活を営むための恒常的な医療的行為（以下「医療的ケア」という。）を要する根室市立学校に在籍する児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）が、安全かつ安心して学校生活及び日常生活を送ることができるよう、必要な支援体制、関係機関との連携及び医療的ケアの実施に関する基本事項を定めることを目的とする。

(医療的ケアの内容)

第 2 条 この要綱において「医療的ケア」とは、医師の指示のもと、日常生活及び学校生活において継続的に必要となる医療的行為をいう。

2 医療的ケアの内容は、次に掲げるものを基本とする。

(1) 口腔内及び鼻腔内の喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 胃ろう管理

(4) 気管カニューレ管理

(5) 導尿

(6) その他主治医の指示の範囲で看護師の実施が認められている医療的行為

3 医療的ケアは、主治医が作成した指示書に基づき実施するものとする。

(対象となる児童生徒)

第 3 条 医療的ケアの対象者は、根室市立学校に在籍する児童生徒であって、主治医により継続的な医療的ケアが必要と認められる者とする。

2 教育委員会は、児童生徒の健康状態、学校体制及び安全確保の観点から、医療的ケア実施の可否を決定するものとする。

(基本方針)

第 4 条 医療的ケアの実施に当たっては、次の各号を基本方針とする。

(1) 児童生徒等の生命及び安全を最優先とすること。

(2) 本人及び保護者の意思を尊重すること。

(3) 主治医、医療機関、保健、福祉、子育て等の関係機関及び学校等が連携すること。

(4) 地域の医療資源が限られている実情を踏まえ、持続可能な支援体制を構築すること。

(5) 災害、悪天候及び長距離搬送等の地域特性を考慮すること。

(医療的ケアの実施者)

第 5 条 医療的ケアの実施者は、看護師等とする。ただし、喀痰吸引等その他法令で定める特定行為については、医師の指示の下、かつ、看

護師等との連携を図りながら、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく認定特定行為業務従事者（介護福祉士、教員その他の職員を含む。）も実施することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、看護師等が病気その他の事由により、医療的ケアを実施することができない場合には、保護者と協議の上、当該日に限り、医療的ケアを保護者が実施するものとする。

（申請手続き）

第6条 保護者は、学校において医療的ケアの実施を希望する場合、次に掲げる書類を教育委員会へ提出するものとする。

- （1）医療的ケア実施申請書
- （2）主治医指示書
- （3）保護者同意書
- （4）その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、提出書類及び関係者協議に基づき、医療的ケア実施の可否を決定する。

- 3 教育委員会は、必要に応じてケース会議を開催するものとする。

（学校体制）

第7条 学校長は、安全な医療的ケア実施のため、校内体制を整備するものとする。

- 2 学校は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）医療的ケア実施場所の確保
- （2）緊急時対応体制の整備
- （3）関係職員への周知及び研修
- （4）保護者及び関係機関との連携
- （5）災害及び悪天候時対応体制の整備

- 3 学校は、個別の医療的ケア実施計画を作成し、定期的に見直しを行うものとする。

（保護者の役割）

第8条 保護者は、児童生徒の健康状態について学校へ適切に情報提供するものとする。

- 2 保護者は、医療的ケア実施に必要な医療機器、医薬品及び消耗品等を準備するものとする。

- 3 保護者は、病状の変化その他医療的ケア内容に変更が生じた場合、速やかに学校へ報告するものとする。

- 4 保護者は、緊急時における連絡及び迎え対応に協力するものとする。

（緊急時対応）

第9条 医療的ケア実施中に異常が認められた場合は、速やかに応急対応を行い、保護者及び主治医等へ連絡する。

- 2 必要に応じて救急要請を行う。

- 3 搬送先医療機関が遠方となる場合を想定し、あらかじめ搬送体制及び連絡体制を整備する。

(災害時対応)

第10条 地震、津波、暴風雪その他災害時に備え、非常用電源、医療機器バッテリー、医薬品及び衛生物品等の確保に努める。

2 冬季における道路事情、停電及び孤立可能性を踏まえた対応計画を作成する。

(研修)

第11条 教育委員会は、関係職員に対し、医療的ケア、安全管理、感染対策及び緊急対応等に関する研修を実施する。

(啓発)

第12条 医療的ケア児に対する理解促進のため、地域住民及び学校関係者への啓発に努める。

(経費)

第13条 医療的ケア実施に必要な経費については、次の各号に定めるところによる。

(1) 看護師等の配置等に係る経費は、教育委員会が負担する。

(2) 医療機器、医薬品、衛生材料その他個人使用に係る経費は、原則として保護者の負担とする。

(3) その他必要な経費については、教育委員会と保護者が協議のうえ定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。